

韓国の住民登録制度と情報人権運動

ユン ヒョンシク(民主労働党政策研究員、指紋捺印反対連帯活動家)

はじめに

韓国の住民登録制度は半世紀をかけて整備されてきた。軍事政権の権力安定のための道具として登場し、国民を監視し統制する装置として利用されたという誕生時の限界が克服され得ないまま、半世紀過ぎた今日まで、韓国人の人権を常時侵害するいびつな制度として機能している。

住民登録法をはじめとした国家による個人情報収集過程について、これまで多くの問題点があったにもかかわらず、指摘されてきた問題はいまだ解決される気配がない。最大の理由は何といても最初に住民登録法が制定される当時においても、改定される過程においても、適切な市民社会の対応がなかったという点にある。もちろん、独裁権力に対する批判すらろくにできない当時の状況で、反共イデオロギーの軸として登場した国民監視システムに対して、どれほどの批判ができたかは疑問である。国民監視システムに対する批判がまともにできない状況で、人権侵害的な要素をもつ住民登録制度はそのまま日常生活の一部となり、長い歳月を経る間にきわめて自然な現象として受け入れられるようになった。いわゆる「服従の内面化現象」が生じたのである。

韓国社会における住民登録制度への異議申し立ては、今のところ大きな反響を起こすことができないでいる。住民登録番号や指紋捺印制度のような部分的な問題に対しては社会的な認識が大きく変わったものの、相変わらず住民登録制度全般に対する問題意識は微々たる水準にとどまっている。このような状況において、この10年にわたっておこなわれてきた指紋捺印反対運動や住民登録法改正運動は、一定の成果とともに一定の限界をもっていることを否認することができない。すでに固着化した制度、それも社会構成員にほとんど問題意識なしに受け入れられているこの制度に対して、誤った点を指摘し、これを改善せよと要求することの難しさを運動してきた人たちは実感した。これまで存在していなかった新たに作られた制度に対しては、問題提起し世論を形成していくことが比較的容易である一方、生活のすみずみに深く浸透している旧体制を転覆しようとするのは、それ以上に多くの努力が要求される。

指紋捺印制度の撤廃運動を開始し、住民登録番号使用を廃止しようと主張しはじめた頃、「なぜ何の問題もないことを問題があるかのようにいってくるんで社会的な混乱を引き起こすのか?」とか、「そういう制度が無くなった場合、北朝鮮が攻めてきたらどうするのか?」という批判ともいえない批判に苦しめられなければならなかった。これは逆に、韓国社会における住民登録法の位相が単に住民の便益と行政の効率のためという次元にとどまらず、北朝鮮との対立構造下において体制の優越性を守るための基本的な装置という重要な位相があることを示している。社会の底流にあるこうした思考は、憲法裁判所¹が指紋捺印制度を合憲だと判断する過程において、「わが国は分断国家として体制の対立がまだ持続しているという実情にあり、そうした事情におかれていない他の国々に比べ、国家安保の次元で国民の正確な身元確認の必要性が大きいという点も、法益の均衡性判断と関わって考慮しなければならないこと」と明らかにしたことからも確認することができる。

指紋捺印制度撤廃運動と住民登録番号使用廃止の主張に対するこうした批判は、実のところその実体のない論理上の誤謬である。前提自体が間違ったこうした主張は、常識的に考えれば全くもって適当でないにもかかわらず

¹ 【訳注(以下同様)】韓国では、民主化宣言以降の1988年に憲法裁判所が設置された。憲法にもとづく法令の審査や各種の憲法請願はこの憲法裁判所を通じておこなう。裁判官は9名で立法・行政・司法各界から3名ずつ選ばれている。

ならず、憲法裁判所の判決に見るように、あたかもそれが正しい議論であるかのように、韓国社会に広がっている。これがいま韓国国内で住民登録制度に対する批判と改善を要求する運動がもっとも頻繁にぶつかる壁である。

しかし国家が国民を監視し統制することを当然のように受け入れる社会はもはや全体主義社会である。そうした社会の構成員は自ら人間としての尊厳と人格の陶冶をあきらめなければならない。つまるところこのような社会は、批判的で健全な市民社会へと発展することができないし、民主主義の価値をあきらめるしかない。このように人権が無視され民主主義的価値が消えたまま全体主義的な権力によって動く社会は、ほかならぬ **Big Brother** の支配を受ける社会である。

韓国の市民社会はこのような困難にもかかわらず、多くの努力を傾けて住民登録制度の問題点を知らせ、認識を広め、制度改善のための具体的で実質的な代案を出すことに力を注いだ。以下、これまでおこなってきた住民登録制度に関連した運動の経緯を概観し、その結果がどうだったのかを確認することで、今後の運動に何が必要なのかを考えてみたい。

住民登録制度の歴史 (抄訳)²

※ 1962 年、朴正熙クーデターの翌年に「住民登録法」導入。最初から国家の管理・統制目的。

※ 1968 年の第 1 次改定：青瓦台襲撃事件、プエブロ号事件などの背景→①満 18 歳での住民登録証発給義務。②住民登録申告事項に兵役事項と特殊技術を含める。③全国民に出生と同時に住民登録番号を付与。④住民登録証発給対象になる全国民に指紋押捺強制。

※第 2 次改定：住民登録証の身元確認機能強化。警察の住民登録証を提示要求への法的根拠。

※第 3 次改定：満 18 歳→満 17 歳。

※第 4 次改定(1977)：世帯別住民登録票に加え個人別住民登録票を導入。

※第 5 次改定：全斗煥政権下で住民登録証常時携帯義務化 (1997 年改定でこの条文は削除されたが警察官の身分証提示要求は存続)。

※電子政府法で「実名確認」の根拠へ。選挙の候補者等がインターネット上に意見掲示する際の実名確認等。

住民登録制度の問題点 (抄訳)

①地方自治政府ではなく中央の行政自治部の傘下。一元化された住民管理方式。

②個人情報収集範囲の広さ。法律に規定されている 10 余種以外に施行令の書式で 100 余種、うち電算化過程で約 80 余類。住民行政以外の福祉・税務・統計等の情報も電算網管理。

③ 情報主体の情報決定権を保障せず。閲覧・訂正はできても、本人同意権なし。削除・返還・廃棄の請求方法の明記無し。

④ 人権侵害的な要素。市郡区庁長の職権調査権限。強制的な住民登録証発給(成人儀礼)、十指指紋押捺制度、住民登録番号(終生不変、唯一独自、汎用性)強制付与。流出。警察官の身分証提示要求、住民登録情報共有保障。

住民登録制度の改善に向けた運動の経過

住民登録法の問題点に対する批判と改善の要求が具体的に出はじめてから、まだそれほど長い年月がたって

² 抄訳した部分に関しては、尹賢植「韓国における住民登録法の変遷過程と問題点」(板垣竜太他編『世界のプライバシー権運動と監視社会』明石書店、2003 年に所収)を参照のこと。

いない。学術的な側面から住民登録法が制定される過程において既に批判があったものの、軍事政権の暴力のため問題提起することが容易でなかった。加えて朝鮮半島の分断状況という特殊な歴史的事実によって継続してきたイデオロギー対立のため、国家の統制権に対する異議申し立ては、ともすれば「共産主義者」として弾圧される危険性があった。このような限界は、朴正熙政権の18年、その後の新軍部による軍事政権が13年間と、一世代以上にわたって韓国社会を支配してきた。その結果、住民登録制度の問題点が浮かび上がってくるどころか、むしろ住民登録制度があたかも最初から当然なくてはならないものとして持続してきた制度のように認識されるようになった。すなわち、最初は問題を指摘したくても暴力を恐れて指摘できなかったとすれば、その後はいつの間にか日常の一部とみなされ、問題そのものに対する認識自体が希薄になってしまったのである。

とうてい異議申し立てがおこなわれるとは思えない状況にあった住民登録制度が、本格的に批判の対象となった契機は、1996年から推進された「電子住民登録証発給事業」であった³。紙材質の住民登録証をプラスチック・カードに変更し、その中に相当量の情報が集積されたICチップを内蔵したのが電子住民登録証であった。ICチップには、本人の基本的な住民登録情報とともに、医療保険など各種社会保険情報と連動可能なプログラムを設け、このカード1枚で身元確認はもちろん社会生活一般のあらゆる行為ができるようにするというのがこの事業の目的であった。ところが政府のこのような方針は市民社会の大々的な反発をまねいた。個人情報容易に流出し、プライバシー権を常時侵害するようになるというだけでなく、個人情報に対する国家の介入範囲が大きく拡張され、結果的に「Big Brother」の世界がおとずれるのではないかという憂慮があったためであった。

電子住民登録証反対運動を展開するなかで、このような事業が推進される根本的な理由がまさに住民登録法にあるのだという事実が運動の関係者の中で認識されはじめた。その結果、問題解決のための代案として住民登録法の改正が要求された。運動が推進されるなか、金大中政権に変わり、電子住民登録証事業は新しい政府において廃棄されることで一段落ついたかに見えた。

しかし新しい政府はICチップを内蔵したカードを発行する代わりに、偽造・変造等を防止するという名目で、住民登録証をプラスチック・カードへと一斉更新するとともに、その過程で指紋情報と証明写真をデジタル情報として収集し、データベースに保管して活用するという方案を発表した。電子住民登録証反対運動を展開した市民社会は、このとき全国民の十指指紋情報を強制収集し管理するという政府の政策に対し、本格的な問題提起をはじめた。そうしたなかで住民登録法における人権侵害的な要素に対する批判が本格的に加速することになった。

指紋押捺拒否運動に触発されたこの運動は、住民登録制度に対する社会的な認識に大きな変化をもたらした。「大韓民国の国民であれば当然しなければならないこと」と認識されてきた転入・転出の申告義務に対しても問題提起されるようになったほか、とりわけ住民登録証、住民登録番号、指紋押捺制度が全世界的に見ても非常に特殊な全体主義的思考の産物であるという意識が生まれてきた。国家が国民の個人情報を収集し活用すること自体を一切否認するのではなく、国家の行政行為と国民の福祉という観点から最低限の情報を収集し活用することを要求するようになった。このような思考は、プライバシー権全般に対する社会的認識の再考をうながし、特に「情報人権」という新しい人権概念が切実に必要であるという社会的な合意をひきだすのに決定的な役割を果たすことになった。こうしてはじまった情報人権保障のための運動は、2003年度のNEIS(全国単位教育情報電算化事業)反対運動⁴を経て、「情報人権」という用語が日常用語として定着していっ

³ この問題については、金基中「電子住民カード導入反対闘争」(前掲『世界のプライバシー権運動と監視社会』所収)を参照のこと。

⁴ NEISに関しては、尹賢植「新自由主義の前に屈した教育理念：韓国NEISの反教育的性格」(『現代思想』2003年4月号)を参照のこと。

た。

指紋押捺拒否運動は、指紋情報を警察が収集し任意活用していることに対して1999年9月に違憲訴訟を起こしたあと、小康状態に入った。それとともに住民登録法に対する批判の声もだんだん小さくなっていった。憲法裁判所の判決を待っているあいだに、指紋押捺を拒否し新たな住民登録証の発給を拒否した多くの人々が社会生活をおくる上で相当の苦痛を経験することになり、その一部がどうしようもなく指紋を押捺することもあった。運動の小康状態が持続すれば、指紋押捺拒否者の苦痛はより激しいものになり、今後の指紋押捺拒否運動や住民登録法改正運動が困難におちいるのではないかと予想された。

2001年から活動を展開した「指紋捺印反対連帯」は、困難な現実をくぐりぬけ、指紋押捺拒否運動の新しい転機を準備した重要な運動単位であった。指紋捺印反対連帯は、それまでの指紋押捺拒否運動の活動を再開すると同時に、住民登録制度が情報人権の保障をどれほど脅かすものなのかを知らせ、住民登録法改正の具体的な要求をおこなった。特に指紋捺印反対連帯の活動で注目される点は、住民登録制度がただ自分の居住状況を国家に知らせるといった目的にとどまらず、国家が情報を利用するあらゆる活動において基本的な個人情報を提供する制度として機能していることの危険性を知らせるのに貢献したことである。また作業場でおこなわれている労働者監視や企業によっておこなわれている消費者監視も、根本的には住民登録情報が無限に共有されることで監視行為が成り立っていることを明らかにするために努力した。

指紋捺印反対連帯はこのような活動を重ね、2004年3月、青少年の当事者を原告とし、指紋押捺制度自体の違憲性を問う違憲訴訟を提起するにいたった。この憲法訴訟は社会に少なくない波紋をひきおこした。特に住民登録証の新規発給対象者である満17歳の青少年の勇気は、韓国社会の構成員に対する刺激剤となった。

にもかかわらず憲法裁判所は、さる2005年5月、6対3の多数意見で指紋押捺制度を合憲と決定した。今回の判決は憲法の規範性や法律の規定等を根拠にしたものではなく、ただ南北間の分断状況で社会秩序の安寧を追求するのに必要であろうという抽象的な仮定に根拠した決定であり、厳しい批判を受けている。問題は、このような憲法裁判所の決定により住民登録法改正をめぐる論議が苦戦を強いられるようになったという点である。住民登録法改正について社会的な理解がある程度広まってきたなか、住民登録法の規定のなかで最も人権侵害的な部分であった指紋押捺制度を憲法裁判所が合憲と決めたことは、改正のための議論の足かせとして作用するからである。

しかし住民登録制度に対する社会的な問題提起はこれからさらに加速化すると予想される。情報通信社会の逆機能として全社会的な対応が要求される個人情報保護のために、特に住民登録番号に対する批判は次第に強まってきている。住民登録番号だけではなく、先述の住民登録制度の問題点に対しても、過去の無条件的な受容ではない批判的な立場がひきつづき表明されている。指紋押捺反対運動及び住民登録法改正運動は、これまでよりも攻勢的な姿勢に運動の方向を切り替えていく必要がある。

住民登録制度の改善のための運動の結果：法制整備の現実

住民登録法に関連した問題提起と代案準備のための運動は、大きく見れば情報人権を保障する運動の一部であることができる。特に、住民登録制度の問題点を浮き彫りにし、これを厳しく批判してきた運動主体が、個人情報保護をはじめとした情報人権運動に積極的に合流することで、情報人権についての代案を個別法によって解決するのではなく、総合的な法規範構造全般にわたって整備しようとした点のみをみておく必要がある。こうした観点からすれば、韓国の住民登録法改正運動は、多くの分野に大きな影響を与えたことが分かる。住民登録制度の改正運動に関連した個人情報保護立法のうち、現在韓国で推進されている代表的なものは以下の2つである。

1. 戸籍法の廃止と新たな身分登録制度の導入

韓国の身分登録制度は、動的な身元状態を登録して管理する住民登録法と、静的な身元状態を登録して管理する戸籍法とに大きく分けられている。なかでも戸籍法は日帝強占期に導入された朝鮮戸籍令の基本構造が、ほとんど変化なく1世紀の間維持されてきて、その結果多くの問題点を生むことになった。

まず現行戸籍法が持っている問題点のうち最も重要なこととして、「戸主制度」を挙げることができる。現行戸籍法は、同じ本籍をもつ家族構成員を1つの単位とし、戸主を基準として家別に編製するよう規定している。ここで発生する問題点のうち、まずあげることができるのは戸主承継規定による女性差別の問題であった。現行戸籍法は、「戸主承継」に関する手続きを民法の規定によると規定している。ところが民法の規定によれば、戸主は承継順位が決まっており、「1. 被承継人の直系卑属男子、2. 被承継人の家族たる直系卑属女、3. 被承継人の妻、4. 被承継人の家族たる直系尊属女、5. 被承継人の家族たる直系卑属の妻」の順序となっている。

この承継順位をみれば、まず戸主相続で最優先されるのは長男となる。息子がいない場合は、前戸主の母親が戸主となり、母親がいない場合に初めて妻が戸主になり、妻もいない場合に娘、そして嫁という順序で戸主が承継される。典型的な家父長制型の法律構造である。問題はただ戸主承継順位において男女の差別があるということにとどまらない。女性の場合、婚姻によって本人が属する家が変わり、戸籍が移ることになる。したがって女性は、婚姻の前には父に所属し、婚姻後には夫に所属し、夫が死亡したり離婚したりした場合には息子に属することになる。すなわち、女性は一家の付属物へと転落するのである。女性は離婚をして実家に帰る場合、復籍手続きを踏まなければならない。このとき親権を持っている子女の場合には、そのまま前夫の姓をもってることになる。そのため、その後の社会生活において無用な差別を受けることになる。

女性差別という問題点だけでなく、現行戸籍法は一枚の戸籍簿に本人はもちろん、家の成員である他の家族の個人情報を過度に露出させているという問題をもっている。例えば、離婚した女性の場合、婚姻の時に他家に転籍した記録や、離婚後に実家に復籍した記録、子女の親権関係に対する部分がそのまま戸籍に記録されることになる。このような情報は非常にセンシティブな個人情報としてことさら保護されなければならない。にもかかわらず、個人の履歴事項が一枚の文書に全て記録されるように定めた現行戸籍法では、ほとんど保護自体が不可能な状況なのである。もちろん戸籍簿の保護のため、現行戸籍法では戸籍謄本と抄本を分けて発行することになっている。謄本は、本人はもちろんすべての家族構成員の履歴事項一切が記録されている書類であるが、抄本は基礎的な家族関係を証明し、本人の履歴事項を中心に記載している点において異なる。しかし戸籍情報をほしがる企業や国家機関が、戸籍抄本でなく戸籍謄本を要求すれば、このような区分は無意味になる。

民法上の戸主制度と、これを基盤にする現行戸籍制度に対する批判が、この10余年のあいだ、韓国社会でも重要なイシューの一つとして提起されてきた。特に女性運動を中心として、戸主制廃止運動が活発に展開されてきた。その結果、2005年2月、戸主制度は違憲であるという憲法裁判所の判決が出され、さらに3月には民法改正を通じて戸主制度が完全に廃止された。新しい身分登録法が施行される2008年1月1日からは、現行の制度とは全く異なる形態の家族法体制がはじまることになっている。

ここで戸籍法がどのように変化するのが焦眉の関心事となっている。すなわち、実体法である民法の全面改定により、その手続法である戸籍法を改正しなければならない状況になったのである。すなわち現行戸籍法は完全に廃止され、その代わりに身分関係を申告及び利用するための新たな形式の法律が制定されなければならない。新しい身分登録関係法は、第一に両性平等の憲法理念と人権の原則を実現しなければならない、第二に、新しい形態の家族関係が保護され得る形態ではなければならない、第三に、個人情報を徹底的に保護できるような体系ではなければならない、第四に、適切な身分公示の機能を備え、行政の効率と請願の便宜をはからなければならない。

現在、市民社会と民主労働党では、新しい身分登録制度の一形態として「目的別公簿」を主張している。大法院(=最高裁判所)と法務部は「個人別身分登録制度」⁵を主張している。個人別身分登録制度は、現行戸籍制度と戸籍簿体系において実質的に何らの変化もおこらないのが実情である。目的別公簿制度は既に全世界的に広く採択され活用されている制度であり、個人情報保護において最も適切な形態であるだけでなく、不必要な個人情報の露出を抑制することで、関係書類に記された記録によって誘発される不必要な差別を源泉から封鎖することができるという長所がある。一方、目的別公簿制度は、公示に問題点があるとともに身分確認プロセスが非常に複雑で不便であるという批判が提起されている。しかしこのような批判は根拠のないものであり、特に戸籍電算化作業がすでに完成している韓国の場合、適用し得ない批判である。

一方、目的別公簿を主張する立場では、特に住民登録法との関係が非常に重要に扱われている。目的別公簿を主張する側では、さしあたり現行戸籍の「本籍」制度を無くす代わりに、住民登録法上の住所を使うこととし、住民登録番号の使用を全面廃棄している。これに対し、大法院と法務部は、本籍の代替となる基準登録地概念が絶対に必要であり、住民登録番号も行政行為をするためには絶対に活用しなければならないという立場を展開している。しかし住民登録法上の住所が既に存在しているのに、敢えてバーチャルな基準登録地概念を取り入れなければならない理由は全くない。住民登録番号においても、戸籍簿が手書きの時代には整理のためにその必要性が多少認定される余地があるといえたかもしれないが、情報通信技術が普及した現在、プログラム上に何種類かの識別子を取り入れることで、いくらでも問題が解決される。そういう点から、最高裁判所と法務省の主張は根拠がない主張だといえる。

2. 個人情報保護法

韓国では、これまで個人情報保護のための法制度が公共部門と民間部門においてそれぞれ別に定められてきた。このような法制度が持っている問題点を解決するために、これまで社会各界各層では統合的な個人情報保護基本法制定を要求して来た。もちろん個人情報保護に関する法律について、統合的か個別分野別かのどちらか一方を当為として選択しなければならないという原則の問題ではない。社会の現実と構成員の認識水準、法的伝統によって必要な形態を決めればよいのである。韓国の場合、分野別に制定され施行されている現行個人情報保護法体系によっては、発展する情報通信技術による新しい形態の個人情報侵害に対する対応を包括的におこなうのが困難である。とともに個人情報保護の側面において公私の領域を区分することがほぼ形骸化しているのが現状であり、それぞれの法律体系によって解決することができない法律の死角が拡大してきた。そこで統合立法の要求が強く提起されてきたという特徴がある。

現在国会にかかっている個人情報保護基本法の法律案は2つである。1つは市民社会団体と民主労働党が作業をして発議したもので、もう1つは政府主導の特別委員会が準備し与党が発議したものである。両者の差異は、まず民主労働党が発議した法案が名実ともに統合基本法の性格を持っているのに対し、政府与党案は公共部門と民間部門の個人情報保護法体系をそのまま維持するという点にある。政府与党案どおりであれば、最初からなぜこのような基本法を作ろうとしたのかという目的自体が曖昧になる。

次に重要な差異は、民主労働党の法案が国家機関から完全に独立した個人情報保護委員会を設置する内容を置いているのに比べ、政府与党案は総理直属で行政機関と同一形態の個人情報保護委員会を設置することを規定している点である。前者は個人情報保護のための実務はもちろん、長期的で包括的な政策代案を提示する役割に比重を置いているが、後者は主として個人情報侵害に関連した被害救済と行政処分比重を置いている。

⁵ 戸籍法廃止の方向が定まるや、大法院と法務部はそれぞれ戸籍簿に代わる新たな身分登録簿の様式案を提示した。両者の案は大同小異で、いずれも個人別に身分登録簿を編製するが、各登録簿にはその配偶者や子どもなどの個人情報が記載されているという方式をとった。また、どちらの案も住民登録番号と結合された様式になっており、より徹底した個人一家族管理になっている。

もともと政府与党は個人情報保護業務を国家人権委員会が担当するという法案を提出したのだが、国家人権委員会が難色を示したため、法案を撤回し、その後に総理直属の機構を設置する案に変更し、新しい法案を提出したのである。

一方、民主労働党の法案には被害救済のための具体的な方法として集団訴訟制度を規定している。集団訴訟制度は、特に個人情報侵害のように個別的な被害補償の額が少額だが被害者の数が多いという場合に効果的な被害救済方法になるであろう。しかし政府与党案には集団訴訟制度に対する規定がない。このほかにも民主労働党案は、データベース登録制、個人情報事前影響評価制度などの導入を規定しているが、政府与党案にはこのような内容が入っていない。

ところで個人情報保護基本法を準備する過程で、特に注目すべき点は、住民登録番号のような個人識別番号の使用を制限しているという点である。個人識別番号の使用を制限する規定は、民主労働党案と政府与党案の両者に入っている。このことは、住民登録番号という個人識別番号を保護することが個人情報保護において決定的であるという認識が、社会的な合意の水準に到達したことを確認させるものである。すなわち、情報通信環境においてプライバシー権を脅かすものは、最も確実な身元確認手段である個人識別番号の使用から出発し、このような危険性を源泉から遮断しないかぎり、プライバシー権の保障と個人情報の保護は果たせないという認識が、全社会的に広まったことを意味しているのである。

残された課題 (抄訳)

- ※ 漸次的改善あり。政府内で住民登録番号を変更可能なシステムの開発、番号自体の問題についての研究進行。
- ※ 社会的認識の改善という課題。
- ※ 電子政府や企業などにおける住民登録番号の誘惑（実際に企業などの反対もある）。
- ※ 電子住民登録証の問題。政府では慎重な再検討の声。国内企業が電子住民カード技術をベネズエラなど外国に輸出、中国などの潜在市場への活路模索など。
- ※ 他の法律整備による相乗効果の必要。戸籍法、通信秘密保護法、信用関係法律、各種行政行為に関する法律、電子政府法、放送法、新聞法、電波法、労働関係法など。

おわりに

日本における反住基ネット運動は、韓国の指紋押捺反対運動と住民登録法改正運動に多くの示唆を与えてくれた。また日本の運動団体に対する深い連帯の意識がめばえてきた。

日本における住基ネットの施行は、韓国政府に強い力を与え、韓国の住民登録法改正運動には多くのストレスを与えた。韓国の運動団体は、これまで韓国政府に対して世界各国の住民登録事務に関する事例をあげ、韓国社会のように国家が住民を監視し統制するために住民登録法のような法制度を運営しているのは極めて珍しいという点を力説してきた。ところが、日本が韓国の住民登録法にも類似した住基ネットを施行するという消息は、韓国政府に、日本も韓国のような制度を取り入れたのだから、このような現象は世界的な趨勢であると主張できる根拠を与えたのである。比較法という次元において重要な論理的根拠の1つが変わり、情勢が逆転するという現象が発生したのである。

その反面、日本の住基ネット施行が、韓国で住民登録法改正運動を展開している情報人権活動家に希望を与えた側面もある。それは他でもない日本社会のなかにもやはり国民を監視し統制するための制度に対して激しく反対をする人々が数多く存在するという事実であった。特に運動の内容的な側面において、きわめて多くの日本の市民が住基番号の発給を拒否するとか、一部の地方政府が住基ネットの利用を拒否するという状況を見

ながら、韓国社会においてもこのような運動が可能はずだという希望を持つようになった。こうした過程で、日本の反住基ネットの活動家に対する連帯意識が発生することは当然の結果だといえる。

問題は、一度導入した制度は、一定の時を経て制度的に定着していくにつれ、批判の余地がどんどん減っていくという点にある。韓国でおこなわれている国民に対する10指の指紋押捺制度の場合、最初制度が導入されたときに全く批判がなかったわけではなかった。しかし制度が施行され、時が流れるにつれて、政府はこの制度の効率性と効用性に対する宣伝を強めるようになった。政府の宣伝の効果により、大多数の社会構成員はあたかも実質的に必要性があるかのように認識するようになった。今日の韓国社会で、指紋押捺制度が無くなると北朝鮮の侵略を阻むことができないと錯覚することが当たり前のように広まっているのを見れば、こうした問題点を容易に理解することができるだろう。

結論的にいえば、不当な制度はその制度が根づく前に対策を練らなければならない。韓国の住民登録番号のように、日本の住基番号も身元確認機能に対する効果が現われ、使用において効率性が十分に認められるようになれば、社会全般にわたって汎用される可能性がある。そうなれば韓国で住民登録番号がもたらしている致命的な個人情報流出の危険が、日本の住基番号においても同様に起こることになるだろう。そうなった後でこれに対する対応策を準備するのは非常に困難なことである。政府や企業はどのようにしてでもこの番号を継続使用するために努力するだろうからである。のみならず、より広い範囲で使えるようにするための作業が進行することになるだろう。

個人の情報を国家に登録し、これを行政的な側面で活用すること自体を完全に禁止することはできない。国家という体系が登場して以来、長年の歴史にわたって、どんな形態であれ、国家次元で国民の身元情報を収集し活用するという行為は存在して来たとし、今後とも存在するだろう。国家が行政計画を樹立し行政行為をするためには、何よりも国家の構成員に対する総合的な情報が必要であり、国家の行為による利益がふたたび社会構成員に帰すのであれば、一定の情報提供は必要だと認め得るものであろう。しかし住民の便益と住民行政事務の効率のための目的を果たすのに必要な範囲を越えて情報を収集し活用することは、それ自体国民を監視し統制する行為である。国民に固有の個人識別番号を付与し、国民の10本の指の指紋を義務的に採取して公安機関が任意使用するという行為は、典型的な国民監視であり統制行為である。

地球上のすべての人類には固有の人権があり、人間は価値そのものとして尊重されなければならない尊厳性をもっている。Big Brotherの監視網のなかに存在する人は、決して人権を保障され、人間としての尊厳性を尊重されている状態はない。韓国の住民登録法改正運動と日本の反住基ネット運動は、このような点で共通の課題を持っている。今後もより緊密な関係を維持しながら、国家による監視と統制に対応する国際連帯を形成していかなければならない。それがまさに両国におけるすべての市民が固有の人権を保障され、人間としての尊厳性を尊重されるためのもっとも基礎的な作業になるだろう。

(仮訳・板垣 竜太)